

財務諸表に対する注記

1 重要な会計方針

「公益法人会計基準」（平成20年4月11日、平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会）を適用している。

1) 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券・・・該当するものはない。

(2) 満期保有目的の債券以外の有価証券

①時価のあるもの・・・期末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）によっている。

2) 固定資産の減価償却の方法

建物、建物付属設備及び器具・備品・・・定額法によっている。

3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
普通預金	213,229,912	200,231,000	151,194,130	262,266,782
定期預金	200,000,000	0	0	200,000,000
投資有価証券	5,629,821,947	259,595,125	912,749,203	4,976,667,869
基本財産計	6,043,051,859	459,826,125	1,063,943,333	5,438,934,651
特定資産				
学術研究奨励基金	308,026,667	0	75,975,000	232,051,667
特定資産計	308,026,667	0	75,975,000	232,051,667
合計	6,351,078,526	459,826,125	1,139,918,333	5,670,986,318

(注1) 基本財産のうち普通預金の当期増加額は、113回国債、ホダファイナンス23回社債の償還200,000,000円（簿価及び償却損）およびリート出資払い戻し231,000円である。

(注2) 基本財産のうち普通預金の当期減少額は、トヨタモータークレジット米ドル建債、コムウェルズ銀行米ドル建債（2021年償還）、ナショナルオーストラリア銀行米ドル建債の購入代金合計151,194,130円である。

(注3) 基本財産のうち投資有価証券の当期増加額は、投資有価証券評価益108,400,995円と購入したトヨタモータークレジット米ドル建債、コムウェルズ銀行米ドル建債（2021年償還）、ナショナルオーストラリア銀行米ドル建債の取得金額合計151,194,130円である。

(注4) 基本財産のうち投資有価証券の当期減少額は、投資有価証券評価損712,278,203円、償還された113回国債、ホダファイナンス23回社債の簿価200,240,000円およびリート出資払戻し金231,000円である。

(注5) 特定資産のうち学術研究奨励基金の当期減少額は、投資有価証券評価損の75,975,000円である。

3 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

(単位：円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
普通預金	262,266,782	(262,266,782)	(0)	(0)
定期預金	200,000,000	(200,000,000)	(0)	(0)
投資有価証券	4,976,667,869	(4,976,667,869)	(0)	(0)
小計	5,438,934,651	(5,438,934,651)	(0)	(0)
特定資産				
学術研究奨励基金	232,051,667	(232,051,667)	(0)	(0)
小計	232,051,667	(232,051,667)	(0)	(0)
合計	5,670,986,318	(5,670,986,318)	(0)	(0)

4 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(単位：円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	3,419,537	471,894	2,947,643
建物付属設備	1,134,686	317,391	817,295
器具・備品	1,968,072	729,949	1,238,123
合計	6,522,295	1,519,234	5,003,061

5 金融商品の状況

1) 金融商品に対する取組方針

当法人は、公益目的事業の財源の相当部分を運用益によって賄うため、株式、リート、公社債、外債により資産運用する。なお、デリバティブ取引は行わない方針である。

2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は、株式、リート、公社債、外債であり、市場価格の変動リスク、発行体の信用リスクにさらされている。

3) 金融商品のリスクに係る管理体制

(1) 資産管理運用規程に基づく取引

金融商品の取引は、当法人の資産管理運用規程に基づき行う。

(2) 資産管理委員会の設置

資産管理委員会は、理事長の諮問に応じ、資産管理運用規程に関する事項を審議する。

(3) 市場リスクの管理

株式、リートについては、時価を定期的に把握し、理事会に報告する。

(4) 信用リスクの管理

公社債、外債については、発行体の信用情報や時価の状況を定期的に把握し、理事会に報告する。